

緊急事態宣言を受けた学園の対応について

学校法人 武田学園
理事長 武田義輝

4月7日、緊急事態宣言が発令されました。これを受けて本学園では、下記のとおり対応いたします。

また、4月3日付の「学園の基本方針」もあわせて掲載しておきますので、学園内で集団感染を起こさないためにも、ルールを順守していただきますようお願いいたします。

※対象地域が変動した場合には、日本政府が指定する地域を本条文の対象とします。

1、学園全体の対応について

- (1) 本日（4月8日）以降、緊急事態宣言の対象地域には行かないようにしてください。滞在した場合は、2週間の自宅待機をお願いします。
※今現在、対象地域に滞在している学園生は大学または高等学校へ相談してください。
- (2) 就職活動や進学に関連してやむを得ず対象地域に行く場合には、必ず事前に大学または高等学校に届けを出し、許可を得てください。
- (3) 同居する家族が37.5度以上の発熱がある場合には、発熱が治まるまで自宅待機をしてください。

2、教職員の活動について

- (1) 各部門で行われる教育実習の受け入れ、送り出しについては、所定の健康管理カードを記入するよう指導し、学園生の体調に十分留意した上で実施してください。
- (2) 広報活動を目的とした高等学校訪問・中学校訪問は控えてください。

以上

(参考：4月3日付「学園の基本方針」)

1、新型コロナウイルス対策の基本方針について

- (1) 手洗いやアルコール消毒等の手指衛生を徹底し、予防策を遵守してください。
- (2) 密閉、密集、密接の3つの密を回避してください。
- (3) 物を共用しないよう心掛けてください。

2. 学園全体（文教生・教職員）について

- (1) 海外への渡航は可能な限り延期・中止を検討してください。延期・中止ができない場合は必ず、「海外研修願・私事海外旅行願」を総合支援課に提出してください。
- (2) 海外から帰国された後は、2週間自宅等で待機をお願いします。
- (3) 国内の移動も不要・不急のものはできるだけ避けてください。
- (4) 発熱（37度以上）または咳などの呼吸器症状があるなど感染が疑われる場合は、学内に立ち入らないでください。入構後も体調が悪くなった場合には、すぐに帰宅してください。
- (5) コンサート、ライブ及びスポーツ観戦等人が密集する可能性のあるイベント等への参加については自粛をお願いします。
- (6) 懇親等を目的とした会食は、家族のみによる場合を除き、自粛をお願いします。

3. 教育活動について

- (1) 大学および高等学校においては、自宅等で授業を受けることができる遠隔授業の体制を構築いたします。使用機器は配付してあるiPadを予定しています。Wi-Fi環境は各自で準備してください。対象となる科目等の詳細については、後日、各部門より連絡します。
- (2) 幼稚園においては、園児の密集を避けるため、登園の交代制および大学施設の利用を検討します。
- (3) 原則としてすべてのクラブ活動を禁止いたします。また、クラブハウス等の使用も原則として禁止します。解除時期は改めて通知いたします。また、当面合宿や試合への参加は自粛してください。
- (4) 教室・保育室・ゼミ室等は常時ドア・窓を開け空気を入れ替えてください。また、授業等終了後も、次の授業に備えるため、ドア・窓などを開けたままにしておいてください。
- (5) 授業・ゼミ・自主学習等では、可能な限り横および縦位置が連続しない場所に着座するなど、間隔をあけて座ってください。
- (6) 授業に出席する場合は、建物入り口または各教室に設置しているアルコールで手を消毒した後に入室してください。
- (7) 昼食を摂る際は、人と人との間隔を十分に空けてください。別途お知らせしている飲食禁止の部屋を除いて、学園内の施設を自由に活用して食事をしてください。天候のよい日には屋外での飲食に協力していただきますようお願いいたします。
- (8) 居酒屋、スーパーマーケット等の不特定多数の人と接触するアルバイトは自粛してください。

4、教職員の活動について

- (1) 事務室における執務机等を別室に分散させ、密集環境を改善するために学園統括部の一部の部署を移設するとともに机は離れた配置に変更いたします。
- (2) 会議における席配置を2m以上離すとともに、オンライン会議を導入いたします。
- (3) 時差出勤および在宅勤務を許可しますので、部署長と相談して対応してください。オンライン授業についても学外から実施することを許可します。
- (4) ドアノブ・マイク・机等の消毒をこまめに実施してください。

5、健康状態等の確認について

- (1) 学園の主要な出入りにサーモグラフィーを設置します。これにより、文教生、教職員はもとより、来客についても体温チェック体制の導入を検討いたします。
- (2) 教職員、学園生ならびに同居のご家族も含めて、海外渡航状況等のアンケートを実施することがありますので、ご協力をお願いします。

以上